

質問箱

授業プリントとして、市販の問題集を刷り増しして使いました。このような使い方をして差し支えないでしょうか。

< 中学校 A 教諭 >

< 回答者 > 研修企画部 山口 哲治

1 市販の問題集の複製利用について

質問者は、授業において、時間的余裕がないなどの理由で、ついつい市販の問題集を刷り増しして使ったのではないかと考えられます。

本来、市販の問題集は児童生徒が使うことを目的として作成されていて、人数分だけ購入されることが期待されているものです。1部だけ購入して、あるいは見本の問題集を、全部又は一部分をコピーして、児童生徒に配付する行為は、明らかにその問題集の売上の減少につながり、出版社や著作権者の利益を不当に侵すこととなります。したがって、質問のような複製利用は違法行為となります。

このように、便利だからとか、教育効果が上がるとか、教育目的であるからといって、学校においての複製がすべてが認められているわけではありません。著作物が創作されていく環境を整えることも重要であり、そのために著作権者の権利を守ることも大切です。

学校や非営利目的で行われている教育機関において、教育効果を高めるために、その教育活動の中で利用する著作物について、できるだけ利用しやすいようにしています。著作権法では、著作物は国民の文化財としての面があるが、文化の発展のためにある程度配慮が必要だとして、著作権者等の承諾を得ずに著作物が利用できる場合を規定しています。学校教育活動においては、「学校その他教育機関における複製」「試験問題としての複製」「引用」などがあります。

2 授業における著作物複製利用上の留意点

前述のように、著作権法においては一定の条件を満たすものについて複製が認められています。

授業において、教育効果を上げるために、新聞、本、ビデオ、CD、放送番組等々の著作物を利用するケースが多くあると思いますが、特にこれら著作物を複製して利用する場合、注意しなければな

らないことを簡単に説明します。

(学校その他の教育機関における複製)

第35条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）において教育を担当するものは、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部分及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することになる場合は、この限りではない。

つまり、次の条件をすべて満たしてはじめて許諾なく複製できると規定されています。

教育を担当するものが
授業の過程で使用するために
必要とされる限度において
公表された著作物を
著作権者の利益を不当に侵さない

特に注意することは、著作物の複製を行えるのは、「教育を担当するもの」だということです。つまり、実際にその授業を担当する者ではなくてはなりません。

次に、使用の目的が「授業の過程における使用」と限定してあります。授業に関係ない児童生徒の自主的な学習活動用のテキストのために複製することや、教育雑誌の記事を職員研修会のために資料として複製する場合は、この「授業の過程」には該当しません。なお、この「授業」には、各教科・科目や道徳の他に、学校行事などの特別活動、総合的な学習の時間も含まれます。

また、「必要と認められる限度において」とあるように、複製できる範囲や部数についても制限があります。1冊すべて複製する場合や、1クラスしか授業を担当していないが、他の先生も使うだろうということで学年全クラス分複製することなどはこの「必要と認められる限度」を超えています。

最後に、「当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部分及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することになる場合」についてですが、ドリル、ワークブック、市販の教育ビデオなど、学校での利用を目的として作成されている補助教材を複製して利用することは、先ほど説明したように著作権者の利益を不当に侵すこととなります。

3 教育活動中での著作権について

このように、学校教育活動の様々な場面において、著作権に関わることが多くあると思います。教育活動だからといって勝手に拡大解釈をして、著作物を安易に複製して利用することは、厳に慎まなければなりません。その他著作権に関わる例をいくつか上げて考えてみたいと思います。

例1 「国語の定期テストの問題として、ある小説の一部を引用して問題を作成した。このような場合、問題がありますか。」

試験問題としての複製については、著作権法第36条に規定してあります。

(試験問題としての複製)

第36条 公表された著作物は、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製することができる。

定期テストへの出題はこの条文に該当し、必要と認められる限度内で利用できます。なお、前述した著作権法第35条の「授業の過程」における利用とも考えられます。

しかし、穴埋め問題など、著作物の改変については必要最小限にとどめ、著作権法第20条にある同一性保持権(著作者の意に反する改変を禁ずる)を侵害することのないように留意が必要です。

例2 「テレビ番組を録画して、授業で使いたいと思いますが、このような場合、問題がありますか。」

テレビ番組も著作物であり、著作権法第35条にあるように、教員が自分の授業の中で、利用することは許されています。しかし、録画したものを将来使うことがあるのでという理由でライブラリー化して保存するような利用方法は、限度を超えるものと見なされています。テレビ番組、特に教

育番組は、将来ビデオソフト化され販売される場合も考えられます。その場合録画したものをライブラリー化して保存することで、不当に著作権者の利益を損なうこととなります。担当教員が、担当クラスで使用して、終わった後はこれを消去するというのが望ましい複製利用と考えられます。

例3 「校内運動会で、看板に有名アニメのキャラクターを描きました。学校行事での利用なのですが、このような場合、問題がありますか。」

運動会や文化祭などの学校行事は、著作権法第35条でいう学校その他営利を目的としない教育機関において、授業過程で使用するというので、ある程度配慮されています。

しかし、例3のように、プラカードや看板、あるいはポスターなどに有名なアニメのキャラクターを描く場合は、教育指導に伴う補助教材という意味合いも薄く、しかも、教師がというよりむしろ児童生徒自身が主体と考えられ、著作権法第35条の適用はないと考えられていますので、注意が必要です。

ただし、個人が、趣味で有名アニメのキャラクターを描くことは「私的使用のための複製」(著作権法第30条)でかまいません。

例4 「学校の文化祭で、クラスで展示をすることにになりました。市販の音楽CDをBGMとして使いたと思いますが、このような場合、問題がありますか。」

著作権法第38条(営利を目的としない上演等)において、非営利かつ無料の場合は上演できるとしてあり、例4のような利用は問題ありません。

その他でいえば、コンピュータソフトウェアに関しては、この著作権法第35条の適用はほとんど認められませんので注意してください。

このように、学校の教育活動の中で、著作権に関わることが多くあると思われますので、無関心ではられません。学校教育の関係者として、学校教育と著作権の関わりを知っておく必要があると思います。

【参考文献】 作花文雄 「教師のための著作権法入門」 ぎょうせい 1995